

松戸市ごみ減量・リサイクル協力店実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店等を松戸市ごみ減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 松戸市ごみ減量・リサイクル協力店を「クリンクル協力店」(以下「協力店」という。)と称する。

(認定要件)

第3条 協力店として市長の認定を受けようとする者は、別表にあげる要件の二つ以上を備えていなければならない。

(申込み)

第4条 店舗等が認定を受けようとするときは、協力店申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定等)

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第3条の認定要件の該当項目について審査を行うものとする。

2 市長は、前条の審査により協力店とする認定をしたときは、協力店認定証(第2号様式)、協力店表示板(第3号様式、又は、第4号様式)を交付する。

(協力店の義務)

第6条 協力店は、前条の規定により交付を受けた協力店表示板を店舗の見やすい場所に表示するとともに、認定要件となったごみ減量・リサイクル活動の内容が周知されるよう必要な措置を講じなければならない。

(認定の有効期間)

第7条 協力店としての認定の有効期間は2年とする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、認定の有効期間を2年未満とすることができる。

2 前項の期間満了前までに認定の解除の意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(認定の取消し等)

第8条 市長は、協力店が第3条の認定要件に基づく行為をやめたとき、又は、不適格と認めるときは、認定の停止又は取消しをすることができる。

(調査)

第9条 市長は、協力店のごみ減量・リサイクル活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

(市の義務)

第 10 条 市長は、認定をした協力店が広く市民に周知されるよう広報活動に努めなければならない。

(補足)

第 11 条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から実施する。

なお、既に認定している協力店の認定要件については、従前による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から実施する。

なお、既に認定している協力店の認定要件については、従前による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

クリンクル協力店認定要件

要件	No.	推進項目	
リデュース (発生抑制)	1	レジ袋辞退カードの設置	
	2	マイバッグ・買い物袋持参運動	
	3	使い捨てプラスチック製品（ワンウェイプラスチック）削減	有料化またはポイント等の還元
	4		提供辞退の声かけ、意思確認の実施
	5		代替素材への切り替え
	6	ばら売り・量り売りによる商品の提供	
	7	簡易包装の推進	
	8	詰め替え用商品の販売	
	9	割引販売等による消費期限間近な食料品の売れ残りの防止	
	10	フードドライブの実施	
	11	飲食店での 食べ残し削減	小盛り・ハーフサイズメニューの設定、量の調整等
	12		ポスター掲示等の啓発活動
	13		消費期限等を説明した上での持ち帰り希望者への対応
リユース (再使用)	14	販売品の修理サービス	
	15	中古品の販売	
リサイクル (再生利用)	16	店頭回収	缶の回収
	17		びんの回収
	18		ペットボトルの回収
	19		飲料用紙パックの回収
	20		食品用トレイの回収
	21		新聞・雑誌・ダンボールの回収
	22		その他（電池、インクカートリッジ、ハンガー等）
	23		買換品の引き取り（蛍光管、スーツ、毛布、家電、家具等）
	24	環境ラベル（グリーンマーク・エコマーク）商品の販売促進	
	25	食品残さ（調理くず・食べ残し）の再資源化	
26	食用油の再資源化		
その他	27	生ごみ処理容器等の販売	
	28	消費者に対するごみの減量・食品ロス削減・リサイクルの呼びかけ（店内放送や掲示等）	
	29	上記の他、ごみ減量・食品ロス削減・リサイクル活動として市長が認めるもの	

クリンクル協力店申込書

松戸市長

店舗名 _____

住所 _____ 松戸市 _____

電話番号 _____ 担当者名 _____

メールアドレス _____

下記のとおりクリンクル協力店としての認定を受けたく申し込みします。

要件	No.	推進項目（取り組み項目の番号を○で囲ってください。）	
リデュース (発生抑制)	1	レジ袋辞退カードの設置	
	2	マイバッグ・買い物袋持参運動	
	3	使い捨てプラスチック製品（ワンウェイプラスチック）削減	有料化またはポイント等の還元
	4		提供辞退の声かけ、意思確認の実施
	5		代替素材への切り替え
	6	ばら売り・量り売りによる商品の提供	
	7	簡易包装の推進	
	8	詰め替え用商品の販売	
	9	割引販売等による消費期限間近な食料品の売れ残りの防止	
	10	フードドライブの実施	
	11	飲食店での 食べ残し削減	小盛り・ハーフサイズメニューの設定、量の調整等
	12		ポスター掲示等の啓発活動
	13		消費期限等を説明した上での持ち帰り希望者への対応
リユース (再使用)	14	販売品の修理サービス	
	15	中古品の販売	
リサイクル (再生利用)	16	店頭回収	缶の回収
	17		びんの回収
	18		ペットボトルの回収
	19		飲料用紙パックの回収
	20		食品用トレイの回収
	21		新聞・雑誌・ダンボールの回収
	22		その他（電池、インクカートリッジ、ハンガー等）
	23	買換品の引き取り（蛍光管、スーツ、毛布、家電、家具等）	
	24	環境ラベル（グリーンマーク・エコマーク）商品の販売促進	
	25	食品残さ（調理くず・食べ残し）の再資源化	
26	食用油の再資源化		
その他	27	生ごみ処理容器等の販売	
	28	消費者に対するごみの減量・食品ロス削減・リサイクルの呼びかけ（店内放送や掲示等）	
	29	上記の他、ごみ減量・食品ロス削減・リサイクル活動として市長が認めるもの	